

利根川栗橋流域水防事務組合監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程

令和 5年 3月 31日

監査委員告示第 1号

(趣旨)

第1条 この告示は、利根川栗橋流域水防事務組合監査委員(以下「監査委員」という。)が保有する個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び利根川栗橋流域水防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年水防組合条例第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(保有個人情報の保護及び開示請求等)

第2条 監査委員が保有する個人情報の保護及び開示請求等については、久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年久喜市規則第23号)に定める例による。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。